

令和6年第2回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 議案第3号 仁淀川町農業集落排水事業の設置等に関する条例について
2. 議案第4号 仁淀川町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例について
3. 議案第5号 仁淀川町簡易水道事業の設置等に関する条例について
4. 議案第6号 仁淀川町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例について
5. 議案第7号 仁淀川町簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について
6. 議案第8号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第9号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第11号 仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第12号 仁淀川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第13号 仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
12. 議案第14号 仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例について
13. 議案第15号 仁淀川町観光センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第16号 仁淀川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第17号 令和5年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）について
16. 議案第18号 令和5年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
17. 議案第19号 令和5年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）について

18. 議案第20号 令和5年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
19. 議案第21号 令和5年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
20. 議案第22号 令和6年度仁淀川町一般会計予算について
21. 議案第23号 令和6年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について
22. 議案第24号 令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算について
23. 議案第25号 令和6年度仁淀川町介護保険特別会計予算について
24. 議案第26号 令和6年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について
25. 議案第27号 令和6年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について
26. 議案第28号 令和6年度仁淀川町簡易水道事業会計予算について
27. 議案第29号 令和6年度仁淀川町農業集落排水事業会計予算について
28. 議案第30号 令和5年度 道路メンテナンス事業 町道大崎向口線（大崎橋）橋梁修繕工事請負契約の一部変更について
29. 議案第31号 権利の放棄について

令和6年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和6年3月5日（火曜日）

10時00分開会

11時13分散会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	藤 崎 源 彦
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
9 番 "	野 村 安 夫	10番 "	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	田 代 秀 喜
町 民 課 長	井 上 竜 一	医療保険課長	谷 脇 昭 仁
健康福祉課長	日 浦 けさお	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	片 岡 博	教 育 次 長	井 上 健 一
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長兼池川地域課長	大 原 正 人

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	安 井 都
--------	---------	-----------	-----------

午前10時00分 開会

○議長 ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席番号7番、竹本文直君、8番、若藤敏久君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

本件については、2月27日の議会運営委員会で協議をいたしております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 おはようございます。議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出議案や一般質問の通告及び精査、意見書等の受付、取扱い方法等の検討をいたしました。会期は本日から8日までの4日間とし、1日目の本日は、諸般の報告、執行部から議案の上程、提案理由の説明を受け、本会議は散会とし、休憩を挟み、当初予算の精査、学校編成、介護保険事業計画などについての全員協議会を行います。2日目は休会といたします。3日目は一般質問を行い、散会とします。4日目は議案の審議等を行い、閉会といたします。

なお、町長、教育長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、一般質問の回数は1質問について3回まで、時間の上限は原則1人1時間とします。質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しましてご理解とご賛同賜りますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

○議長 大野直孝君。

○5番 議運の決定に異議はないことはないんですが、決まったことに対して私は文句は言いませんが、ただ、1つ聞きたいのは、質問事項と質問の要旨が前回と一緒という理由で、私の質問の2番目と3番目を取り上げられていないということになっております。その理由は全く一緒というんですが、まず、3番目の質問については、要旨は違います。要旨は違うのに、これも一緒にのけられたとなっております。それで本来なら、これは議運でやる、今携帯電話があるので、議運のほうで本人の弁明を聞くべきではないか。私はこ

ういうふうに思うんです。ところが、委員長から電話があったときにはもう既に、議運では質問を取り消したということになっております。これはおかしい。質問権に対する、同じ議員ですから、自らの首を絞めることになりやせんかということについて、議運の委員長はどのように考えているか。ちょっとそれを聞きたいんですけど、構いませんか。

○議長 質問は以上ですか。

暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会の委員長から言われましたが、これは議会運営委員会の決定でございます。よって、大野議員の発言に対しては、認めません。

以上です。

これで委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日5日から8日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日5日から8日までの4日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、委員長から報告がありましたが、お手元の日程のとおりです。ご承認を願います。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いします。

なお、令和5年第5回12月定例会で議決されました意見書につきましては、關係機関に送付いたしましたので、ご報告いたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。古味町長。

○町長 おはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

本日は、令和6年第2回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれ

ましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、能登半島地震に対する職員派遣につきましては、2月の議会臨時会で、職員1名を住家被害認定調査に派遣していると報告させていただきましたが、3月11日から3月19日まで、保健師1名を金沢市に派遣し、簡易診療所で事務作業などに従事する予定でございます。今後も、県及び全国町村会等からの要請があれば、できる限り職員を派遣し、被災地の復興支援に協力していきたいと考えております。

また、仁淀川町社会福祉協議会と連名で町民の皆様に義援金の協力をお願いし、2月末現在で177万円余りの義援金を受け付けております。義援金受付の締切りは3月末としており、4月初旬には、集まった義援金を日本赤十字を通じ被災地に送金し、復興支援に役立てていただくことになります。

今回の能登半島地震については、集落が点在している本町にとって、学ぶことが多い災害になっています。得られる教訓を生かし、南海トラフ地震などで被災した際に、速やかに災害対応を開始できる体制の強化充実に努め、日頃から防災・減災に対する意識の醸成を図りながら大規模災害に備えるため、令和6年度に地域防災計画の改定を予定しており、地域の実情に即した見直しを行ってまいります。

令和6年度予算案でございますが、令和6年度一般会計予算の総額は、令和5年度当初予算総額67億7,297万9,000円に対し71億4,527万8,000円と、3億7,229万9,000円、率にして5.5%の増となっております。この増は、簡易水道事業及び農業集落排水事業の公営企業化に伴う出資金、高吾北広域町村事務組合が運営する特別養護老人ホーム及び養護老人ホームに係る特別負担金の増などが主な原因となっております。

また、地方交付税につきましては、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政計画上は1.7%の増となっておりますが、高知県の試算によると、本町の普通交付税は減額の見込みとなっております。要因としては、公債費に算入される起債の償還の減少によるものです。地方交付税全体では昨年度より4,700万円増を見込んでおり、財源を捻出するために特別交付税を7,000万円増額して、予算編成をしております。

このように、財源の確保が厳しい状況ではありますが、引き続き新年度予算に給食費の無償化1,532万円、高等学校等通学給付金1,584万円などの子育て支援、移住定住の促進と

して、空き家活用住宅改修工事費1,032万4,000円、観光需要に対応するため、ゆの森客室改修工事費5,555万円など、将来を見据えた予算編成ができたものと考えております。

次に、学校編成につきまして、学校編成検討委員会から教育長に提言書が提出され、2月22日付で教育長から、提言についての報告がありました。教育委員会も提言書のとおり、小学校1校、中学校1校の小中一貫校で安全面が確保されれば、旧吾川中学校がある場所が望ましいとの見解でありますし、私も、将来を考えれば、この再編案しかないと考えておりますので、教育委員会と連携しながら、関係者の皆様にご理解いただけるよう丁寧に説明していきたいと考えております。

次に、脱炭素社会についてでございますが、地球規模の喫緊の課題となっている気象変動問題の解決に向けて、世界全体で脱炭素に向けた取組が進められており、日本政府は2020年10月に、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。仁淀川町においても、脱炭素社会の実現に向け、地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた再生可能エネルギーの導入目標や地域の将来ビジョンを示すため、本年度に仁淀川町再エネ導入計画を策定したところでございます。

また、この計画を基本とし、町民、事業者及び町が、仁淀川町の自然的、社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出削減や再生可能エネルギーの活用に取り組み、地球温暖化対策を推進していくことを目的とした地球温暖化対策地方公共団体実行計画（地域施策編）の策定支援業務を令和6年度当初予算に544万円を計上しております。

次に、町職員の採用についてご報告いたします。12月10日に1次試験を行い、2次試験を1月14日に行っております。試験の結果、一般行政職2名に内定通知を出し、11月の2次試験の内定者と併せ、計4名が令和6年4月1日から職員として採用される予定でございます。

また、今年度から、職員の定年延長が始まり、段階的に65歳まで引き上げられるとともに、役職定年制も実施されるようになりましたので、定員適正化計画に基づき、適正な職員数の維持に努めていきたいと考えております。

最後に今議会に提案しております29件の案件の内訳は、条例の制定や一部改正議案14件、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算議案5件、令和6年度当初予算議案8件、工事の変更契約議案1件、権利の放棄議案1件となっております。

これらの議案の提案理由につきましては、副町長から説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。それでは、教育委員会関係の行政報告をいたします。

まずは、さきの能登半島地震において、いまだに避難所生活など余儀なくされている多くの方々がおられると思います。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復興、そして、被災された皆様の生活が一日も早く平穏に復することを心よりお祈り申し上げます。

さて、学校の状況についてご報告をいたします。

1月24日に長者方面の積雪のため、スクールバスの運行ができず、長者小学校及び仁淀中学校が臨時休校となりました。対象の児童生徒、保護者の皆様にはご迷惑をおかけしましたが、ご理解を頂き、ありがとうございました。また、当日の給食は、非常食となりましたが、特に不満の声も聞かれず、児童生徒及び調理場スタッフとしても、今後のいい経験になったのではと思っております。

次に、中学校では、本日5日、6日と公立高校入試A日程が行われます。仁淀中学校3年生9名中8名が受験、残りの1名は既に国立高知工業高等専門学校に合格をしております。一方、池川中学校3年生は、11名中9名が受験、残りの2名について、1名は私立明德義塾高等学校に合格、もう1名は太平洋学園を受験する予定となっております。体調不良等、欠席することなく、全員無事に受験でき、それぞれの希望校に合格できることを願っております。

次に、卒業式につきまして、3月9日に両中学校の卒業式と、長者・ふたば・大崎保育所の卒園式が予定されております。池川こども園については3月16日に、3小学校については3月21日に予定されています。今年は新型コロナ感染症など落ち着いていることから、来賓を招いての式典となります。議員の皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

次に、児童生徒数の動向につきましては、今年度、小学校3校合わせて35名が卒業、新年度、17名が入学、児童総数は115名となり、5年度と比較し18名の減となる見込みです。中学校は2校合わせて20名が卒業、34名が入学、生徒総数は81名となり、5年度と比較し13名の増となる見込みです。

次に、スポーツの面におきまして、仁淀・池川・尾川中学校ソフトボール部が、3月3日に高知会館において、全国中学校ソフトボール大会準優勝などの功績が認められ、高知県スポーツ協会表彰を昨年度に引き続き受賞をしましたので、ご報告をさせていただきます。

す。

次に、学校再編につきましてご報告をいたします。2月15日に第4回学校再編検討委員会が開催され、一定の方向性が示されました。その提言書は2項目で構成されており、大まかな内容としまして、1項目めとして、小中一貫校を求める意見が多数であり、場所は、防災面などの安全性が確保できれば、旧吾川中学校の場所が望ましいという提言。2項目めとして、段階的に長者小学校と別府小学校の統合を早期に求め、場所は別府小学校が望ましいという提言でした。これを基に、2月22日開催の教育委員会で提言書の内容を協議し、全員承諾のもと、町長に報告をしたところです。

この提言を基に、教育委員会では町長部局と協議し、粛々と学校再編に向けて進めていく所存でございます。今後も、議会への説明はもちろんのこと、地域住民への丁寧な説明をしていかなければと考えております。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

最後に、本定例会に提案させていただいております議案の主なものについて、ご説明します。

条例関係では、関係法令の一部改正により、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての議案1件を提案しております。

また、令和5年度補正予算につきましては、園児数の見込み増などにより、保育所運営委託料860万円の補正、学校再編に係る旧吾川中学校敷地の地質調査委託料660万円の補正などを計上しております。

令和6年度当初予算につきましては、主立った事業として、保育所運営委託料1億588万2,000円、支払い科目を従来の保育所運営委託料から負担金補助及び交付金の節に移し、認定こども園施設型給付費として6,482万1,000円、高等学校等通学給付金1,584万円、奨学金返還支援補助金570万円、修学支援給付金494万円、放課後子ども教室1,691万6,000円、学校給食賄い材料費1,976万1,000円、給食業務委託料2,579万5,000円などを計上させていただきます。

適切なご審議を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第4、議案第3号、仁淀川町農業集落排水事業の設置等に関する条例についてから、日程第32、議案第31号、権利の放棄についてまで、一括上程したいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等は、お手元に配付のとおりです。ご確認をお願いします。

日程第33、執行部に提案理由の説明を求めます。議案第3号から議案第31号までを竹本副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております議案についてご説明申し上げます。

なお、議案書の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議案書1ページの議案第3号から説明いたします。

この議案は、令和6年度から農業集落排水事業が公営企業化されることに伴い、地方公営企業法の一部適用となるため、新たに本条例を制定するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書5ページをお開きください。

この議案第4号は、議案第3号と同様の理由により、新たに本条例を制定するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書8ページをお開きください。

この議案第5号は、令和6年度から簡易水道事業が公営企業化されることに伴い、地方公営企業法の一部適用となるため、新たに本条例を制定するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書12ページをお開きください。

この議案第6号は、議案第5号と同様の理由により、新たに本条例を制定するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書15ページをお開きください。

この議案第7号は、簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の財務規定等が適用されることに伴い、関係条例の一部を改正するために、本条例を制定するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書18ページをお開きください。

この議案第8号は、地方自治法の一部改正に伴い、条ずれが生じるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書20ページをお開きください。

この議案第9号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号の利用範囲について規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は、本法律の一部を改正する法律の施行日からとしております。

次に、議案書23ページをお開きください。

この議案第10号は、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることに伴い、育児休業中の会計年度任用職員にも勤勉手当の支給が可能となるよう、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書25ページをお開きください。

この議案第11号は、一般職職員及び会計年度任用職員等が非常勤職員を兼務した場合に、勤務時間内における報酬を不支給とする条例を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書27ページをお開きください。

この議案第12号は、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書30ページをお開きください。

この議案第13号は、書面掲示や目視等を義務づけるアナログ規制の見直しに係る母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。ただし、一部は公布の日からとしております。

次に、議案書32ページをお開きください。

この議案第14号は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書35ページをお願いします。

この議案第15号は、物価高騰による経費の増加に対応し、収益を確保する目的で、町観光センター秋葉の宿の宿泊料金の上限額を引き上げる等の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書38ページをお開きください。

この議案第16号は、消防庁からの要請により、消防団員の出動を費用弁償から出動報酬に変更することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和6年4月1日からとしております。

次に、議案書41ページをお願いします。

この議案第17号は、令和5年度仁淀川町一般会計の補正予算でございます。別添の一般会計補正予算書第6号をご覧ください。

まず、11ページから20ページの歳入の主なものにつきましてご説明します。

11ページの10款地方交付税のうち、普通交付税は留保財源の全額を予算化し1億7,271万1,000円の補正、特別交付税は未確定のため、留保分の一部予算化による1億4,800万円の補正でございます。

12ページの12款分担金及び負担金は、学校給食費負担金として、感染症対応地方創生臨時交付金を充当することによる財源振替に伴う1,157万1,000円の補正でございます。

13ページの14款国庫支出金は、全て事業費の確定等によるもので、保育給付費国庫負担金383万円などの補正、一方で、減額補正の主なものは、地方創生道整備推進交付金710万円、道路メンテナンス事業費補助金5,887万2,000円などでございます。

14ページから15ページの15款県支出金は、国庫支出金と同じく事業費の確定等によるもので、国民健康保険基盤安定負担金127万9,000円、高知県中山間地域デジタル化支援事業費補助金515万円、林道改良事業費補助金1,200万円などの補正、一方で、減額補正の主なものは、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金221万円、地域の交通維持支援事業費補助金214万9,000円などでございます。

16ページの16款財産収入は、基金の利子として77万9,000円を補正するものでございます。

17ページの17款寄附金は、寄附金額の実績見込みによる、ふるさと納税寄附金1,100万円の減額補正でございます。

18ページの18款繰入金は、財源にめどが立ったことによる財政調整基金繰入金1億4,594万8,000円、地域雇用創出推進基金繰入金9,781万2,000円などの減額補正でございます。

19ページの20款諸収入は、事業費の確定による過年度後期高齢者医療費負担金返還金272万4,000円の補正でございます。

20ページの21款町債は、国の補正予算事業に伴う林業債900万円の補正、その他は、事業費の確定等による増減の補正となっております。

次に、21ページから32ページの歳出の主なものについてご説明します。

21ページから22ページの2款総務費は、全て事業費の確定等による減額補正で、別枝上地区見守りサービス事業費200万円、地域おこし協力隊事業936万8,000円、ふるさと納税代行委託料等910万円、町民バス購入費431万2,000円及び人件費調整分1,542万7,000円でございます。

23ページから24ページの3款民生費のうち1項社会福祉費は、国保会計への繰出金10万7,000円の補正、一方で、減額補正は、会計年度任用職員人件費214万円、広域連合負担金563万1,000円、後期高齢者会計繰出金257万3,000円、介護保険事業計画策定の業務委託費297万円でございます。2項児童福祉費は、児童医療費等222万円、保育所運営委託料860万円の補正でございます。

25ページの4款衛生費は、事業費の確定等に伴う過年度国庫補助金返還金260万1,000円の補正、一方で、減額補正は、直診会計繰出金1,158万9,000円でございます。

26ページの5款農林水産業費は、国の補正予算事業として、林道改良工事請負費2,100万円の補正で、その他は財源振替を行っております。

27ページの6款商工費は、地域雇用創出推進基金から一般財源への財源振替を行ったものでございます。

28ページの7款土木費は、事業費の確定等により、道路新設改良費の委託料1,409万7,000円、工事請負費7,080万円の減額補正で、その他は、地域雇用創出推進基金から一般財源への財源振替を行ったものでございます。

29ページの8款消防費は、防災行政無線更新工事の入札減等による工事請負費300万円の減額補正でございます。

30ページの9款教育費のうち、1項教育総務費は、学校再編の検討資料として、旧大崎中学校用地の地質調査委託料660万円の補正、その他は、事業費確定に伴う減額補正44万1,000円でございます。

5項保健体育費は、学校給食費に感染症対応地方創生臨時交付金を充当したことによる財源振替を行ったものでございます。

31ページから32ページの12款諸費は、福祉基金のほか、各基金に総額8,077万9,000円を積み立てる補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は3,354万1,000円の減額補正で、補正後の合計は74億7,191万3,000円となっております。

次に、予算書6ページに戻っていただきまして、同じく一般会計の予算書でございます。第2表繰越明許費補正という表がございます。そちらを見ていただきたいと思います。

この補正の内容は、道整備推進交付金事業6,832万円、社会資本整備総合交付金事業5,561万1,000円、道路メンテナンス事業1億2,898万7,000円の繰越しなど、補正総額は4億8,402万7,000円で、補正後の合計は5億4,437万2,000円となっております。

続いて、予算書7ページの第3表債務負担行為補正をご覧ください。

これは、物価高騰対応として、仁淀川町交流センター指定管理業務の限度額を1,347万3,000円から1,490万8,000円に、また、担い手確保のための人件費として、しもの郷指定管理業務の限度額を460万円から960万円に補正するものでございます。

次に、予算書の8ページ、第4表地方債補正をご覧ください。

地方債は、事業費の確定等による減額補正となっており、補正後の限度額は5億4,050万4,000円となります。

それでは、議案書に戻っていただきまして、42ページをお開きください。

この議案第18号は、令和5年度仁淀川町国民健康保険特別会計の補正予算でございます。別添の仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6ページから17ページをご参照ください。

歳入の主な内容は、金額の確定による繰越金2,108万3,000円などの補正、一方で、減額補正は、収納見込みによる国保税577万4,000円、財源調整のための基金繰入金573万4,000円などでございます。

歳出の主な内容は、集約システム改修委託料17万1,000円や財源調整のための基金積立金1,841万7,000円などの補正、一方で、減額補正は、実績見込みによる直診勘定繰出金887万2,000円でございます。また、事業実績による財源振替も行っております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は974万4,000円の補正で、補正後の合計は7億9,010万5,000円となります。

それでは、議案書に戻っていただいて、43ページをお願いします。

この議案第19号は、令和5年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計の補正予算でございます。別添の仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算書（第2号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6ページから11ページをご参照ください。

歳入の主な内容は、収納見込みによる一部負担金200万円と、仁淀診療所の医療機器購入に対する施設整備補助金381万1,000円の補正、一方で、減額補正は、事業実績見込みによる一般会計繰入金と事業勘定繰入金の合計1,866万1,000円でございます。

歳出の主な内容は、全て減額補正で、実績見込みによる歯科消耗品と施設整備費の合計300万円及び人件費調整の985万円でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1,285万円の減額補正で、補正後の合計は4億869万6,000円となります。

それでは、議案書に戻っていただいて、44ページをお願いします。

この議案第20号は、令和5年度仁淀川町介護保険特別会計の補正予算でございます。別添の仁淀川町介護保険特別会計補正予算書（第3号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6ページから9ページをご参照ください。

歳入の主な内容は、事業費の確定による国庫補助金524万1,000円の補正、一方で、減額補正は、収納見込みによる保険料292万7,000円、財源調整のための基金繰入金466万2,000円でございます。

歳出の主な内容は、金額確定によるシステム改修委託料234万8,000円の減額補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は234万8,000円の減額補正で、補正後の合計は13億6,522万8,000円となります。

それでは、また議案書に戻っていただいて、45ページをお願いします。

この議案第21号は、令和5年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計の補正予算でございます。

す。別添の仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第１号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細につきましては、６ページから９ページをご参照ください。

歳入の主な内容は、金額確定による繰越金97万5,000円の補正、一方で、減額補正は、収納見込みによる保険料505万2,000円、事業費の確定等による繰入金257万3,000円でございます。

歳出の主な内容は、実績見込みによる広域連合納付金665万円の減額補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は665万円の減額補正で、補正後の合計は１億3,071万5,000円となります。

○議長 暫時休憩します。

午前１０時５１分 休憩

午前１１時１０分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、引き続き提案理由の説明を行います。

日程第23、議案第22号から副町長お願いします。

○副町長 それでは、議案書の46ページをお開きください。

この議案第22号、令和６年度仁淀川町一般会計予算についてから、53ページの議案第29号、令和６年度仁淀川町農業集落排水事業会計予算についてまでの令和６年度予算の内容説明につきましては、この後予定されております議員全員協議会の場に譲ることとし、この場での説明は省かせていただきますので、ご了承をお願いします。

次に、議案書54ページをお開きください。

この議案第30号は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以上の契約変更であるため、議会の議決を求めるものであります。

令和５年12月の議会定例会で議決され、施工中の令和５年度 道路メンテナンス事業町道大崎向口線（大崎橋）橋梁修繕工事において、桁の補強箇所、塗装面積等が増加したことにより、契約金額が1,526万6,900円の増額となるものです。

続いて、議案書55ページをお開きください。

この議案第31号、権利の放棄については、第三者行為求償債務について、債務者が死亡し、相続人が相続放棄をしたことにより債権回収が著しく困難となったもので、放棄する債権の額は535万7,862円でございます。

以上で私からの提出議案についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 13 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、これで本会議は散会といたします。

午前 11 時 13 分 散会